

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 9 項の規定により太宰府市職員措置請求（住民監査請求）に基づく勧告に係る措置を実施した旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を下記のとおり公表します。

令和 5 年 1 月 11 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

記

1 勧告年月日

令和 4 年 11 月 29 日

2 勧告内容（勧告対象部局：教育部文化学習課）

太宰府市長並びに太宰府市教育長に対し、令和 4 年 12 月 28 日までに、一般社団法人つくし青年会議所に対する行政財産使用料条例第 2 条から同条例第 5 条の規定に基づく当該使用料の額の決定及び徴収又は減免等適正な措置を講じるよう勧告する。

3 措置年月日

令和 4 年 12 月 22 日

4 措置内容

一般社団法人つくし青年会議所に対し、行政財産使用料条例第 3 条により当該使用料を決定し、第 4 条第 1 項第 4 号の規定に基づき当該使用料を減免する措置を講じた。